

令和元年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：教育委員会 学校教育課〔内線 5025〕

| | | |
|--|--------|--|
| ① 件 名 | | |
| 石巻市学校運営協議会の設置について | | |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | | |
| <p>【背景】</p> <p>学校だけでは解決できない課題が増えるとともに変化が激しく予測困難な時代を迎え、子供たちの健やかな成長のためには、学校だけでなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが求められている。そのため、国の施策としてもコミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）の設置を法律に位置づけ推進している。</p> <p>本市においては、令和元年 9 月に石巻市コミュニティ・スクール検討推進委員会を設置し、令和 2 年 4 月の学校運営協議会の正式設置に向け、コミュニティ・スクールの仕組みづくりや推進策について検討を進めてきた。</p> <p>【目的】</p> <p>市内の小・中学校に、学校運営協議会を設置することで、学校や子どもたちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を進める。</p> | | |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | | |
| <p>【根拠法令】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6（昭和 31 年法律第 162 号） 石巻市学校運営協議会規則（案）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市総合計画基本計画 第 2 章 個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち 第 2 節 地域全体で子どもたちを育成する 1 地域・家庭の教育力を強化する コミュニティ・スクール推進事業</p> | | |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | | |
| 平成 31 年 | 3 月 | コミュニティ・スクール導入計画策定 コミュニティ・スクール導入モデル校の指定（貞山小学校、青葉中学校） |
| | 4 月 | 石巻市コミュニティ・スクール検討推進委員会設置要綱制定（同年 7 月施行） |
| 令和 元年 | 9 月 | 石巻市コミュニティ・スクール検討推進委員会設置 第 1 回石巻市コミュニティ・スクール検討推進委員会 |
| | 10 月 | 第 2 回石巻市コミュニティ・スクール検討推進委員会 |
| ⑤ 主な内容 | | |
| 市内の小・中学校に、学校運営協議会を設置する。 | | |
| 1 | 定数 | 15 人以内 （保護者、地域住民、対象学校の校長・教職員、学識経験者、関係行政機関の職員等） |
| 2 | 内容 | (1) 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。 (2) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。 (3) 教員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる。 |
| 3 | 回数 | 年 4 回程度 |
| 4 | 報酬及び旅費 | 支給 |
| ※ 協議会委員は、元々特別職非常勤の地方公務員として位置付けられていたが、ボランティア的な意味合いが強く、既に設置している自治体でも無報酬の場合が多かった。しかし、地方公務員法改正に伴い、厳密に報酬及び旅費を支払うこととなった。 | | |

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校づくり」を進め、地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことができる。

【市財政への負担】

1校当たり年額86,100円（報酬 5,000円×15人=75,000円）
（費用弁償 往復5km×37円×4回=11,100円）（一般財源）

（参考）

| 年度 | 設置見込校数 | 報酬 | 費用弁償 | 合計 |
|----|--------|-----------|---------|-----------|
| R2 | 2 | 150,000 | 22,200 | 172,200 |
| R3 | 10 | 750,000 | 111,000 | 861,000 |
| R4 | 18 | 1,350,000 | 199,800 | 1,549,800 |
| R5 | 28 | 2,100,000 | 310,800 | 2,410,800 |
| R6 | 38 | 2,850,000 | 421,800 | 3,271,800 |

（報酬の算定）

学校運営協議会については、それぞれのコミュニティ・スクールによって会議の日数が定まっておらず、また、会議以外にも協議会委員としての活動があり、勤務日数に応じて報酬を支給することが困難であるため、会議の日程を、国が開催イメージとしている年4回と想定し、1回あたり1,250円×4回として年額報酬を設定している。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【宮城県の学校運営協議会設置状況】（R1.5.1現在）

気仙沼市（小1・中1） 登米市（小22・中10） 東松島市（小8・中3）
七ヶ宿町（小1・中1） 柴田町（小3） 南三陸町（小1） 松島町（小3・中1）
亶理町（小1）

【宮城県内の学校運営協議会委員報酬の現状】（R1.5.1現在）

気仙沼市 無償（検討中） 登米市 無償（検討中） 東松島市 無償（R3年額報酬で改正予定）
柴田町 無償（検討中） 南三陸町 日額7,400円 亶理町 無償（検討中）

【学校運営協議会委員報酬の状況】

- ・報酬を年額で支給している自治体

| | | |
|------------------------------|----|--------|
| 北海道（恵庭市） | 年額 | 3,000円 |
| 新潟県（田上市）、埼玉県（ふじみ野市）、大分県（日田市） | 年額 | 5,000円 |
| 神奈川県（横浜市）、埼玉県（戸田市）、大分県（中津市） | 年額 | 6,000円 |
- ・報酬を日額で支給している自治体

| | | |
|--------------------|----|--------|
| 岐阜県（各務原市）、大阪府（守口市） | 日額 | 1,000円 |
| 東京都（多摩市） | 日額 | 1,200円 |

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）
3月 教育委員会第3回定例会に、石巻市学校運営協議会規則の制定について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）
4月 学校運営協議会を2校に設置（貞山小、青葉中）
令和3年4月 学校運営協議会を8校に設置（合計10校）
以降、順次設置数を拡大し、令和6年度に設置を完了する。

⑨ その他

学校評議員制度については、学校運営協議会が設置された学校から順次廃止し、38の学校に学校運営協議会が設置された段階で、石巻市立学校の管理に関する規則から該当項目を削除する予定としている。

石巻市におけるコミュニティ・スクール

石巻市が目指すもの

石巻市は、学校や子供たちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子供たちの健やかな成長と輝く未来に向けて、また、質の高い学校教育の実現を図り、「社会に開かれた教育課程」の実現のため、地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクールを導入します。

学校と地域の連携・協働 地域とともにある学校づくりへの転換 社会総がかりでの教育の実践
社学校と地域が目標やビジョンを共有

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を導入した学校

コミュニティ・スクールは「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域の皆さんなどが、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画していきます。

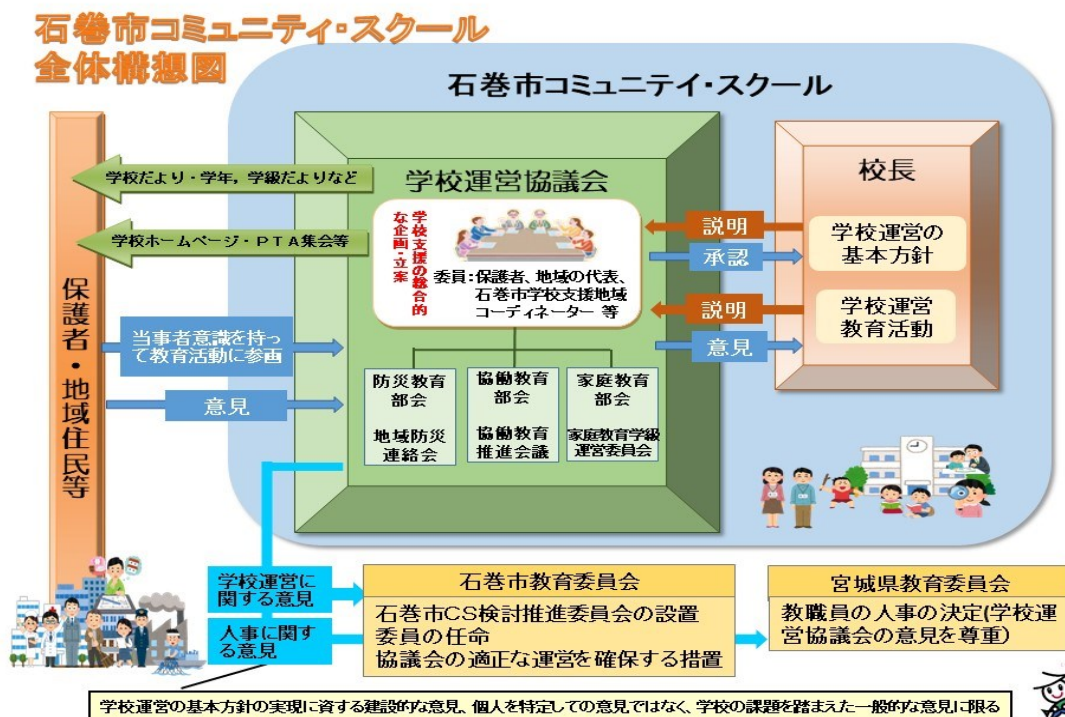
学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

キーワード **当事者意識** **役割分担** **協働**

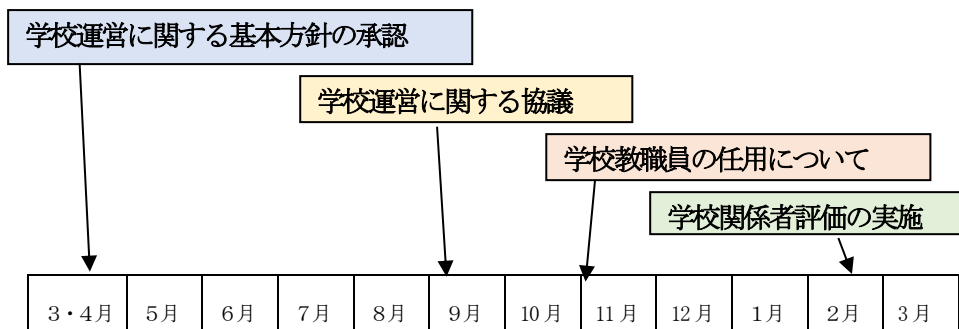
コミュニティ・スクールの主な3つの機能について

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
 - 学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
 - 教職員の任用に関して**、**教育委員会規則に定める事項**について教育委員会に**意見を述べる**ことができる
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条

石巻市におけるコミュニティ・スクール構想図



学校運営協議会開催イメージ



協議内容：地域学校協働活動について（交通安全 環境整備 学習支援 キャリア教育
家庭教育）、地域の防災対策にむけた協議等

※防災教育部会（地域防災連絡会） 協働教育部会（協働教育推進会議）

家庭教育部会（家庭教育学級運営委員会）は随時開催

石巻市学校運営協議会規則（抜粋）

◆ 学校運営協議会に承認を得る内容

- ①教育課程の編成に関する事
- ②学校経営計画に関する事
- ③組織編制に関する事
- ④学校予算に関する事
- ⑤施設管理及び施設設備等の整備に関する事

◆ 学校運営協議会委員

- ①保護者
 - ②地域住民
 - ③対象学校の運営に資する活動を行う者
 - ④対象学校の校長
 - ⑤対象学校の教職員
 - ⑥学識経験者
 - ⑦関係行政機関の職員
 - ⑧その他教育委員会が適当と認める者
- の中から教育委員会が任命

※下線部については必ず任命（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条）

コミュニティ・スクール導入の期待される効果

地域の望む子ども像の育成

- ・ 子供たちの「生きる力」を育むことができる

地域の教育力の育成

- ・ 職員・保護者・地域住民等が共に成長していく

地域の活力向上

- ・ 学校を核として地域ネットワークが形成される

地域の礎の構築

- ・ 地域コミュニティの基礎力が高まる

学校評議員制度と学校運営協議会制度の違い

| | 学校評議員制度 | 学校運営協議会制度 |
|------|---|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。 |
| 位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> 校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会により設置され、学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。 |
| 任命 | <ul style="list-style-type: none"> 校長が推薦し、設置者が委嘱 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が任命 ※ 委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員 |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。 | <ul style="list-style-type: none"> 前記 |